

2022年2月15日

お客様各位

## 旧姓による預金口座取引の取扱いについて

平素より飛驒信用組合をご愛顧いただきありがとうございます。

当組合は、働きやすい社会づくりの一環として、2017年11月よりご希望の方に旧姓による口座開設の取扱いを行っております。

本件は、内閣府が関係各省と連携のもと取組みを進める、女性活躍の視点に立った制度等の整備における「旧姓の通称としての使用の拡大」に呼応し、婚姻等により戸籍上の氏（姓）が変わった場合であっても、希望する方が職場等で旧姓を通称として使い続けられるようにするものです。

当組合は引き続き、すべての人が働きやすい環境の整備に取り組んでまいります。

### 1. 取引種類

預金取引のみ

※マル優、証券口座取引（投資信託、国債）、融資をご利用のお客様は対象外となります。

### 2. ご提示いただく本人確認書類

旧姓が併記された以下のいずれかをご提示ください。

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・住民票（住民票の場合は、別途本人確認資料が必要となります。）

※本人確認書類の旧姓併記は、お住まいの市区町村への申請が必要となります。

### 3. 取扱店舗

全店

### 4. その他

本件は、男性・女性を問わず、すべてのお客様が取扱い可能です。